

## 教職員の働き方が大きく改善！〈時差勤務制度〉 育児に関する制度改正を教育委員会に強く要求！

育児に関する諸権利が、小学校就学前までとなっていることから、組合員より市教組に対して、小学校就学後も対象にしてほしいと多くの要望がありました。

これを受けて市教組は、9月15日、10月2日に、育児に関する勤務労働条件について、現行の小学校就学前までを小学校就学後も対象とするよう要求するとともに、育児や介護を必要とする教職員が、柔軟で多様な勤務形態が行えるよう制度改正を求めて交渉・協議を続けてきました。

12月18日の交渉において、教育委員会は、市教組に対して、教職員の請求により勤務時間を前後にずらすことのできる「時差勤務制度」の提案を行いました。(裏面参照)

また、育児に関する現行制度の改正も前向きに検討したいとの回答を行いました。

市教組は、引き続き、組合員にとって働きやすい職場環境をめざして取り組みを強化していきます。

なお、交渉の概要については、以下のとおり。

※ 組…市教組 市…教育委員会

市：まず、大阪市教職員組合のみなさまより、「育児や介護を必要とする教職員の勤務労働条件の改善を求める要求書」をいただいたところでございます。

教育委員会といたしましては、各関係機関と検討を行った結果、学校園の全教職員に対して「時差勤務制度」の導入を行いたいと考えています。

「時差勤務制度」の導入につきましては、柔軟で多様な勤務形態の選択を可能とすることで、教職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的といたします。

次に、制度の概要でございますが、校園長は、教職員から時差勤務の請求があった場合は、公務運営に支障が生じる場合を除き、始業及び終業の時刻を勤務時間の前後1時間を限度として、繰り上げ又は繰り下げて勤務させることができると

いたします。

なお、制度の導入は、令和6年2月1日といたします。提案は以上となります。

組：それでは、ただいま教育委員会より提案を受けた、「時差勤務制度の導入」についてであるが、今回の提案は、我々が求めている要求に対する教育委員会としての回答であると考えている。

そのうえで、学校園に勤務する教職員の勤務労働条件に関わる極めて重要な内容であることから、当然、交渉事項であり労使合意を経て、実施されるものであると考えるがどうか。

市：教育委員会といたしましては、勤務労働条件にかかわる事項につきましては、当然、交渉事項であり、十分に交渉・協議を行ってまいりたいと考えております。

組：先ほどの説明で、全教職員が対象であるとのことであるが、臨時的任用職員や会計年度任用職員も対象となるのか。

市：臨時的任用職員や会計年度任用職員も含めた全教職員を対象といたします。但し、臨時的任用職員や会計年度任用職員等は、個々の勤務の時間帯によっては、校務運営に支障をきたすことも考えられることから、校園長の判断により取得できない場合があります。

組：要綱細則に月の末日が終期とあるが、夏休みなどの長期休業期間だけ時差勤務を申請したい場合は、取得可能か。

市：原則、月の末日を終期としますが、長期休業期間のみ時差勤務が取得できるようFAQ等で周知してまいります。

組：早出遅出勤務との違いは何か。

市：早出遅出勤務とは、育児や介護の事情がある職員が、通常の勤務時間の前15分、前30分、後15分、後30分、後45分の範囲で繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる制度です。

今回導入する時差勤務制度は、育児や介護の事情の有無に関わらず、前後1時間の範囲で、15分単位で繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる制度です。

両制度とも職員が請求し、校園長は公務運営に支障ある場合を除き承認することになります。

組：育児時間や部分休業、育児職免など、他の制度等との併用は可能か。

市：原則的に、他の休暇制度等（育児時間、部分休業等）との併用を可能とします。ただし、通勤緩和については、特に必要のある場合のみとします。

また、育児・介護のための早出遅出勤務との併用は不可とします。

組：申請期間の「特定の週」や「曜日」のみを時差勤務の対象とできるのか。

市：「特定の週」や「曜日」のみを対象とすることは不可となります。申請期間のすべての勤務日が時差勤務となります。

組：本日、教育委員会より提案のあった勤務労働条件については、育児や介護をはじめとして、すべての教職員が働きやすい職場環境となるよう、市教組が要求してきたものである。

今回の提案については、基本的に了とするが、現場が混乱をきたさないよう校園長に対して丁寧な周知を行うよう求めておく。

また、これまで市教組が要求している、なお残る課題についても、誠意をもって交渉・協議を行うよう求めておく。

市：勤務労働条件に関する事項につきましては、引き続き、市教組のみなさまと交渉・協議を行ってまいりますので、本日のところはよろしく願いいたします。

組：それでは、教職員給与・厚生担当課長のコメントを踏まえ、本交渉を一時中断する。

教育委員会所管の学校園の教職員の時差勤務制度について

- 1 目的
 

柔軟で多様な勤務形態の選択を可能とすることで、教職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進を図る。
- 2 制度概要
 

校長は、教職員から請求のあった場合、公務運営に支障が生じる場合を除き、始業及び終業の時刻を勤務時間の前後1時間を限度として、繰り上げ又は繰り下げて勤務させることができる(給食調理員については給食実施日を除く)。
- 3 実施時期
 

令和6年2月1日
- 4 勤務パターン
 

通常の勤務時間の前後1時間(15分毎)-
- 5 対象職員
 

全教職員
- 6 参考資料
  - ・教育委員会所管の学校園の教職員の時差勤務に関する要綱
  - ・教育委員会所管の学校園の教職員の時差勤務に関する要綱細則

(時差勤務制度 提案文書)

教育委員会所管の学校園の教職員の時差勤務に関する要綱

(趣旨)  
 第1条 この要綱は、柔軟で多様な勤務形態の選択を可能とすることで、教職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、教職員を時差勤務とする措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)  
 第2条 この要綱において、時差勤務とは、教職員がワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻に割振る勤務をいう。

(時差勤務)  
 第3条 校長は、教職員より時差勤務にかかる請求があった場合、公務運営に支障がある場合を除き、当該教職員に対して請求に係る時差勤務を認めるものとする。

(時差勤務の請求手続等)  
 第4条 教職員は、時差勤務請求書により、時差勤務を請求する一期間(原則1月以上とする。複数月分の申請を行う場合は、同一年度内で12か月分までを上限とする。)について、その初日(以下「時差勤務開始日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ前条の請求を時差勤務開始日の前日までに校長あて行うものとする。  
 2 前項の請求は、一期間ごとに行うものとする。

(雑則)  
 第5条 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

教育委員会所管の学校園の教職員の時差勤務に関する要綱細則

第3条関係  
 1 校長は、公務運営の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における教職員の業務の内容、業務量、他の教職員の申請状況等を総合的に勘案して行うものとする。  
 2 給食実施日については、給食調理員の時差勤務は公務運営に支障があることから時差勤務を請求できないものとする。  
 3 校長は、教職員を時差勤務とする措置の実施に当たっては、時差勤務に係る始業及び終業の時刻を当該教職員の勤務時間の前後1時間を限度として、15分単位で設定するものとする。

第4条関係  
 1 時差勤務を請求する一期間は、原則として、月の末日を終期として設定するものとする。ただし、特に校長が必要と認める場合は、この限りではない。  
 2 時差勤務を請求する一期間内において、特別な事由がある場合は、時差勤務を変更することができるものとする。  
 3 校長は、公務運営に支障がある場合は、開始日及び終期を変更できるものとする。

第5条関係  
 時差勤務請求書は別紙のとおりとする。

附 則  
 この要綱細則は、令和6年2月1日から施行する。

(別紙)

時差勤務請求書

	請 求 年 月 日	年 月 日
	様 請 求 者 学 校 園 名	
	職 種	
	氏 名	
次のとおり時差勤務を請求します。		
1 請求に係る期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで
2 請求に係る 時差勤務の時刻	時 分始業 ~	時 分終業

(申請用紙)